



栃木県公報

令和5(2023)年
3月31日(金)
号 外
第19号

目 次

規 則

- 栃木県立衛生福祉大学校規則の一部改正..... 1
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正..... 4
- 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正..... 4
- 興行場法施行細則の一部改正..... 5
- 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正..... 5
- 栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部改正..... 6
- 技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則の一部改正..... 7
- 栃木県県南高等看護専門学校学則の廃止..... 8
- 幼保連携型認定こども園の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の廃止..... 8

規 則

栃木県規則第18号

栃木県立衛生福祉大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県立衛生福祉大学校規則の一部を改正する規則

栃木県立衛生福祉大学校規則（昭和59年栃木県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(定員及び学級数)				(定員及び学級数)			
第3条 大学校の学生の定員及び学級数は、次の表に定めるとおりとする。				第3条 大学校の学生の定員及び学級数は、次の表に定めるとおりとする。			
学部	学 科	1学年 の定員	1学年 の学級 数	学部	学 科	1学年 の定員	1学年 の学級 数
保健看 護学部	略	略	略	保健看 護学部	略	略	略
	看護学科専科（2年 課程）	40人	1		看護学科 専科（2 年課程）	昼間課程	40人
略				略			
(授業の方法)				(授業の方法)			
第14条 略				第14条 略			
				2 保健看護学部看護学科専科夜間課程の実習は、 <u>昼間に行うものとする。</u>			

別表の3保健看護学部看護学科専科の部を次のように改める。

3 保健看護学部看護学科専科

授業科目	単位数	時間数	備考

基礎分野	科学的思考の基盤	心理学	1	30
		論理的思考と表現法	1	30
		情報科学	1	15
		看護の物理	1	15
		看護倫理	1	30
	人間と生活・社会の理解	看護における教育学	1	30
		社会学	1	15
		とちぎの暮らし	1	15
		看護英語と英会話	1	15
		健康と運動	1	15
		コミュニケーション論	1	15
計		11	225	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	15
		解剖生理学Ⅱ	1	30
		健康と栄養	1	30
	疾病の成り立ちと回復の促進	薬理学総論	1	15
		薬理学各論	1	15
		微生物学	1	15
		病理学	1	15
		疾病治療論Ⅰ	1	30
		疾病治療論Ⅱ	1	30
		疾病治療論Ⅲ	1	30
	健康支援と社会保障制度	多職種協働	1	15
		公衆衛生学	1	15
		社会福祉	1	15
		関係法規	1	15
計		14	285	
専門分野	基礎看護学	基礎看護学概論	1	30
		基礎看護学方法論Ⅰ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅱ	1	15
		基礎看護学方法論Ⅲ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅳ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅴ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅵ	1	15
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論概論	1	15
		地域・在宅看護論方法論Ⅰ	1	15
		地域・在宅看護論方法論Ⅱ	1	15
		地域・在宅看護論方法論Ⅲ	1	15
		地域・在宅看護論方法論Ⅳ	1	15
	成人看護学	成人看護学概論	1	15
		成人看護学方法論Ⅰ	1	15
		成人看護学方法論Ⅱ	1	30
		成人看護学方法論Ⅲ	1	30
	老年看護学	老年看護学概論	1	15
		老年看護学方法論Ⅰ	1	30
		老年看護学方法論Ⅱ	1	15
	小児看護学	小児看護学概論	1	15
		小児看護学方法論Ⅰ	1	30
		小児看護学方法論Ⅱ	1	15
	母性看護学	母性看護学概論	1	15

精神看護学		母性看護学方法論Ⅰ	1	30	
		母性看護学方法論Ⅱ	1	15	
		精神看護学概論	1	15	
		精神看護学方法論Ⅰ	1	30	
		精神看護学方法論Ⅱ	1	15	
	看護の統合と実践		看護の統合と実践方法論Ⅰ	1	30
			看護の統合と実践方法論Ⅱ	1	15
			看護の統合と実践方法論Ⅲ	1	15
		看護の統合と実践方法論Ⅳ	1	15	
計			32	660	
臨地実習	基礎看護学	基礎看護学実習	2	90	
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習	2	90	
	成人・老年看護学	成人・老年看護学実習Ⅰ	2	90	
		成人・老年看護学実習Ⅱ	2	90	
	小児看護学	小児看護学実習	2	90	
	母性看護学	母性看護学実習	2	90	
	精神看護学	精神看護学実習	2	90	
	看護の統合と実践	看護の統合と実践実習	2	90	
計			16	720	
合計			73	1,890	

別表の5歯科技術学部歯科技工学科の部中

計	17	514
---	----	-----

デジタル技工学	2	62
計	19	576

前装冠実習Ⅰ	2	90
--------	---	----

前装冠実習Ⅰ	1	44
--------	---	----

計	44	1,636
合計	68	2,304

計	43	1,590
合計	69	2,320

別記様式第1号中

入学希望 学科名	保健学科	看護学科本科
	看護学科専科昼間課程	看護学科専科夜間課程
	歯科衛生学科	歯科技工学科
	臨床検査学科	

入学希望 学科名	保健学科	看護学科本科
	看護学科専科	歯科衛生学科
	歯科技工学科	臨床検査学科

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日において栃木県立衛生福祉大学校の保健看護学部看護学科専科及び歯科技術学部歯科技工学科に在学する者に係る授業科目、単位数及び時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(医療政策課)

栃木県規則第19号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和63年栃木県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(医療保護入院者の届出)</p> <p>第9条 精神科病院の管理者は、法第33条第7項の規定により知事に届け出るときは、同条第1項又は第2項の規定による措置にあっては医療保護入院者の入院届（別記様式第6号）、<u>同条第3項後段の規定による措置にあっては特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項）</u>の入院届及び記録（別記様式第8号）により行わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(医療保護入院者の届出)</p> <p>第9条 精神科病院の管理者は、法第33条第7項の規定により知事に届け出るときは、同条第1項又は第3項の規定による措置にあっては医療保護入院者の入院届（別記様式第6号）、<u>同条第4項後段の規定による措置にあっては特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）</u>の入院届及び記録（別記様式第8号）により行わなければならない。</p> <p>2 略</p>

別記様式第3号中「強姦」を「強姦性交等」に改める。

別記様式第4号中「強姦」を「強姦性交等」に、「第33条第1項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」に、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第2項・第3項入院」に改める。

別記様式第6号中「第33条第1項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」に、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第2項・第3項入院」に改める。

別記様式第8号中「第33条第1項・第4項」を「第33条第1項・第3項」に、「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に改める。

別記様式第10号中「補助人」の次に「、③患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待）を行っている者」を加え、「③」を「④」に、「④」を「⑤」に改める。

別記様式第11号中「第3項」を「第2項」に改める。

別記様式第14号中「強姦」を「強姦性交等」に、「第33条第1項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」に、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第2項・第3項入院」に改める。

別記様式第15号中「第33条第1項・第3項」を「第33条第1項・第2項」に、「第33条第1項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」に、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第2項・第3項入院」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(障害福祉課)

栃木県規則第20号

栃木県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和54年栃木県規則第70号）の一部を次のように改正する。

「所属 職名」を「所属 氏名」に、「行う職員」を「行う者」に、「をして」を「又は知事の指定した者に」に、「職員は、」を「規定により」に、「行うとき」を「行う者」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県規則第21号

興行場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和59年栃木県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「第3条」を「第4条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(生活衛生課)

栃木県規則第22号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成15年栃木県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第12条関係）		別表第2（第12条関係）	
1 栃木県産業技術センター		1 栃木県産業技術センター	
(1) 機械加工機器類		(1) 機械加工機器類	
名 称	使 用 料	名 称	使 用 料
略		略	
二軸エクストルーダー	略	二軸エクストルーダー	略
<u>ビーズミル</u>	<u>1時間につき</u> 1,080円		
略		略	
(2) 材料処理機器類		(2) 材料処理機器類	
名 称	使 用 料	名 称	使 用 料
略		略	
スパッタリング装置	略	スパッタリング装置	略
<u>大気圧プラズマ装置</u>	<u>1時間につき</u> 860円		

略	
ホモジナイザー	略
UV照射装置	1時間につき 890円
略	

(3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
クロスカットはく離試験機	略
恒温槽付万能材料試験機	1時間につき 1,180円
略	
接触角計	略
超音波探傷器	1時間につき 160円
略	
塗膜耐しよく試験器	略
ナノインデント	1時間につき 3,360円
略	

(4)～(8) 略

(9) その他

名 称	使 用 料
略	
高速度ビデオカメラ	略
スマートグラス	1時間につき 20円
スマートグラス制御・アプリケーション開発用PC	1時間につき 10円
略	

2～5 略

略	
ホモジナイザー	略
略	

(3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
クロスカットはく離試験機	略
略	
接触角計	略
略	
塗膜耐しよく試験器	略
略	

(4)～(8) 略

(9) その他

名 称	使 用 料
略	
高速度ビデオカメラ	略
略	

2～5 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県規則第23号

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則（平成15年栃木県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表 栃木県産業技術センター手数料細目表	別表 栃木県産業技術センター手数料細目表

<p>1 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料 (1) 引張試験 ア～エ 略 オ <u>恒温槽使用によるもの</u> (ア) <u>1試料につき1時間まで</u> 13,700円 (イ) <u>1試料につき1時間を超える場合は、その超える1時間までごとに</u> 4,950円 (2)・(3) 略 (4) 硬さ試験 ア 略 イ <u>ナノインデントーによるもの</u> 14,500円 ウ 略 (5)～(13) 略 2～4 略 5 木質材料等試験手数料 (1)～(13) 略 (14) <u>紫外線照射試験</u> ア <u>1試料につき30分間まで</u> 7,380円 イ <u>1試料につき30分間を超える場合は、その超える30分間までごとに</u> 2,330円 (15) <u>大気圧プラズマ照射試験</u> ア <u>1試料につき30分間まで</u> 6,970円 イ <u>1試料につき30分間を超える場合は、その超える30分間までごとに</u> 2,310円 6～9 略 栃木県産業技術センター繊維技術支援センター手数料細目表～栃木県産業技術センター窯業技術支援センター手数料細目表 略</p>	<p>1 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料 (1) 引張試験 ア～エ 略 (2)・(3) 略 (4) 硬さ試験 ア 略 イ 略 (5)～(13) 略 2～4 略 5 木質材料等試験手数料 (1)～(13) 略 6～9 略 栃木県産業技術センター繊維技術支援センター手数料細目表～栃木県産業技術センター窯業技術支援センター手数料細目表 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(工業振興課)

栃木県規則第24号

技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則の一部を改正する規則

技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則（平成29年栃木県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）別表第1の303の項の知事が指定する者は、次の表の左欄に掲げる者とし、同項に規定する技能検定試験の実技試験の受検手数料について同条例第5条の規定により知事が定める額は、同欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">知 事 が 指 定 す る 者</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級の技能検定試験の実技試験を受検</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	知 事 が 指 定 す る 者	金 額	2級の技能検定試験の実技試験を受検	略	<p>栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）別表第1の303の項の知事が指定する者は、次の表の左欄に掲げる者とし、同項に規定する技能検定試験の実技試験の受検手数料について同条例第5条の規定により知事が定める額は、同欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">知 事 が 指 定 す る 者</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級の技能検定試験の実技試験を受検</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	知 事 が 指 定 す る 者	金 額	2級の技能検定試験の実技試験を受検	略
知 事 が 指 定 す る 者	金 額								
2級の技能検定試験の実技試験を受検	略								
知 事 が 指 定 す る 者	金 額								
2級の技能検定試験の実技試験を受検	略								

<p>する在職者又は県内在校生のうち、基準日において25歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）</p>		<p>する在職者_____のうち、基準日において25歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）</p>	
<p>3級の技能検定試験の実技試験を受検する在職者（在校生に限る。）又は県内在校生のうち_____、基準日において25歳未満のもの（入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）（以下「二重減免者」という。）</p>	略	<p>3級の技能検定試験の実技試験を受検する在職者_____のうち、在校生であつて、基準日において25歳未満のもの（入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）（以下「二重減免者」という。）</p>	略
<p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において「県内在校生」とは、4に規定する在校生のうち、実技試験の受検の申請をする日において次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 県内に住所を有する者</p> <p>(2) 県内に所在する4のアに規定する学校に在学し、又は県内に所在する4のイに規定する施設において訓練を受ける者</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、これらの者に準ずると知事が認める者</p> <p>3・4 略</p>		<p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2・3 略</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(労働政策課)

栃木県規則第25号

栃木県県南高等看護専門学院学則を廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県県南高等看護専門学院学則を廃止する規則

栃木県県南高等看護専門学院学則（昭和50年栃木県規則第72号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(医療政策課)

栃木県規則第26号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富 一

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年栃木県規則第44号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(こども政策課)